

厚生委員会陳情説明資料

令和 8 年 1 0 月 8 日

件 名	頁
1 受理番号 2 1 中軽度知的障がい者の医療費負担軽減を早急に実施するよう、東京都に意見書提出することを求める陳情・・・・・・・・・・	2
2 受理番号 2 2 排泄に課題を抱える障がい者のため、日常生活用具に排泄予測支援機器を追加認定するよう求める陳情・・・・・・・・・・	4
3 受理番号 2 3 障がい者への日常生活用具の給付種目に、排泄管理支援用具として排泄予測支援機器を追加認定し、知的障がい者も給付対象とすることを求める陳情・・・・・・	6

(福 祉 部)

件 名	受理番号 2 1 中軽度知的障がい者の医療費負担軽減を早急に実施するよう、東京都に意見書提出することを求める陳情
所管部課名	福祉部 障がい福祉課
陳情の要旨	愛の手帳 3 度と 4 度の知的障がい者の医療費負担軽減を早急に実施するよう、東京都に意見書を提出すること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 現行制度について (1) 東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）について 東京都心身障害者医療費助成制度（以下、「マル障」とする。）は、身体障がい者や知的障がい者等の医療費自己負担分を東京都が助成することにより、障がい者の福祉増進を図る制度である。 (2) 助成対象者 現在の対象者は以下のとおり。なお、所得制限等の要件がある。 ア 身体障害者手帳 1 級・2 級の方 ※ 内部障がいについては、3 級を含む イ 愛の手帳 1 度・2 度の方 ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 2 知的障がい者を取り巻く状況 (1) 経済的状況 令和 5 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」によると、知的障がい者本人の年間収入額（生活保護費を除く）が 2 0 0 万円未満の者の割合は 7 5. 8 % であり、他の身体障がい者、精神障がい者と比較して最も高い割合となっている。 (2) 主な介護者の年齢 主な介護者の年齢が 5 0 代～7 0 代の合計は、平成 3 0 年度調査時の 7 2. 3 % から 1 1. 7 ポイント増加しており、全体の 8 割を超えている（8 4. 0 %）。 3 区における愛の手帳所持者の状況（令和 8 年 4 月 1 日時点） (1) 愛の手帳 1 度・2 度 1, 6 1 6 人（このうちマル障受給者証交付者数 7 6 5 人） (2) 愛の手帳 3 度・4 度 4, 9 9 2 人（現在、身体障害者手帳 1 級・2 級（3 級の一部）及び愛の手帳 1 度・2 度の方のうちマル障の対象となっている割合を基に推計した場合、助成対象者の人数は 2, 4 0 0 人程度の見込み。）

4 区で行っている主な業務内容

- (1) 新規申請の受付・資格確認
- (2) 受給資格の認定及び受給者証の交付
- (3) 所得確認・更新事務
- (4) 資格変更・喪失処理
- (5) 医療費助成に係る申請受付（償還払い等）
- (6) 東京都への費用請求及び精算（都負担分）

5 東京都及び他自治体の動向

(1) 東京都の状況

愛の手帳3度・4度の方をマル障の対象に加えることについては、当事者団体等から東京都に対し要望が行われている。

また、東京都議会においても、愛の手帳3度・4度の知的障がい者の医療費負担軽減を求める陳情が提出されている。

東京都議会の厚生委員会では、医療費負担の軽減を求める当事者や家族の声、知的障がい者の所得状況や高齢化・親亡き後の課題等を踏まえて、対象拡大が必要との意見が出された。一方で、制度拡大に当たっては、対象者数や財政負担、現行制度との整合性等について引き続き検討が必要であることから、継続審査となっている。

(2) 他自治体の状況

23区では杉並区において、愛の手帳3度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方を対象にした独自の医療費助成制度を実施している。

なお、中央区においては、令和6年12月に、マル障の助成対象を愛の手帳3度・4度相当の方を含めた中・軽度の障がい者の方にまで拡大するよう東京都へ働きかけを求める意見書が議員提出議案として提出され原案可決された。

件 名	受理番号 2 2 排泄に課題を抱える障がい者のため、日常生活用具に排泄予測支援機器を追加認定するよう求める陳情
所管部課名	福祉部 障がい援護課
陳情の要旨	排泄に関する困難は、障がい児、障がい者本人の身体的、精神的な負担にとどまらず、家族の継続的な介助負担、外出、通所、通学、就労への影響など生活全般に大きく波及する課題である。足立区内に居住する排泄に課題を抱える障がい児、障がい者およびその家族が、身近な地域で必要な支援を受けながら暮らし続けられるよう、足立区において排泄予測支援機器「D F r e e」を日常生活用具として追加認定していただきたい。
内容	1 日常生活用具 障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具。新たな品目の追加等については、区職員が障がい当事者や事業者からのヒアリング、製品の確認等を行い、以下に示す国の定める要件に沿うものであるかを検討したうえで区が決定している。 (1) 日常生活用具としての要件 国（厚生労働省告示）では、以下の3つの要件をすべて満たすものを日常生活用具と定めている。 ア 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの イ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの ウ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの (2) 国が規定する6つの分類区分 用具の用途や形状に応じて、以下の6つの分類に区分されている。 ア 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、体位変換器 等 イ 自立生活支援用具 入浴補助用具、歩行補助つえ、屋内信号装置 等 ウ 在宅療養等支援用具 ネブライザー、電気式たん吸引器、音声式血圧計 エ 情報・意思疎通支援用具 ポータブルレコーダー、拡大読書器、人工咽頭 等 オ 排泄管理支援用具 ストーマ装具、収尿器 等 カ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 小規模改修、屋内移動設備 等

2 「D F r e e」について

(1) 機器の機能・効果

超音波センサーを使用して膀胱内の尿のたまり具合をリアルタイムで計測し、排尿のタイミングを事前に通知する小型の機器（腹部に装着）。

排泄のタイミングを認識できるようになることで、失禁の減少やトイレでの自立排尿につながる。

(2) 他区の支給状況

港区、品川区、板橋区が「排泄予測支援機器」として給付しており、基準額はいずれの区も99,000円。

(3) 他の制度での給付状況

介護保険では特定福祉用具の排泄予測支援機器で購入可。

3 足立区の現状

(1) 排泄予測支援用具

ア 現在足立区では、排泄予測支援用具を日常生活用具の給付対象品目としていない。

イ これまで、区民や関係団体から排泄予測支援用具を日常生活用具に追加してほしいとの要望は受けたことがない。

(2) 排泄予測支援用具の調査・研究

排泄予測支援用具については、障がいにより尿意を感じづらい方や言葉で尿意を伝えられない方への有効性があると考えられるが、年内を目途に下記内容の調査研究をしていく。

ア 製品の確認

イ 対象者ごとの適切な使用方法や利用者や家族が継続的かつ適切に利用できるようにするための製品メーカーの具体的なサポート内容

ウ 給付対象者の範囲

エ 排泄管理支援用具としての支給可否

件 名	受理番号 23 障がい者への日常生活用具の給付種目に、排泄管理支援用具として排泄予測支援機器を追加認定し、知的障がい者も給付対象とすることを求める陳情
所管部課名	福祉部 障がい援護課
陳情の要旨	排泄に関する困難は、障がい児、障がい者本人の身体的、精神的な負担にとどまらず、家族の継続的な介助負担、外出、通所、通学、就労への影響など当事者とその家族の生活全般に波及する切実な課題である。適切なタイミングで尿意を感じて伝えることができない障がい者にとって非常に有用な排泄予測支援機器「D F r e e」を日常生活用具として追加認定していただきたい。また、現在排泄管理支援用具の給付対象となっていない知的障がい者（児）も給付対象に含めてもらいたい。
内容	1 日常生活用具 障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具。新たな品目の追加等については、区職員が障がい当事者や事業者からのヒアリング、製品の確認等を行い、以下に示す国の定める要件に沿うものであるかを検討したうえで区が決定している。 (1) 日常生活用具としての要件 国（厚生労働省告示）では、以下の3つの要件をすべて満たすものを日常生活用具と定めている。 ア 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの イ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの ウ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの (2) 国が規定する6つの分類区分 用具の用途や形状に応じて、以下の6つの分類に区分されている。 ア 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、体位変換器 等 イ 自立生活支援用具 入浴補助用具、歩行補助つえ、屋内信号装置 等 ウ 在宅療養等支援用具 ネブライザー、電気式たん吸引器、音声式血圧計 エ 情報・意思疎通支援用具 ポータブルレコーダー、拡大読書器、人工咽頭 等 オ 排泄管理支援用具 ストーマ装具、収尿器 等

カ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
小規模改修、屋内移動設備 等

2 「DFree」について

（1）機器の機能・効果

超音波センサーを使用して膀胱内の尿のたまり具合をリアルタイムで計測し、排尿のタイミングを事前に通知する小型の機器（腹部に装着）。

排泄のタイミングを認識できるようになることで、失禁の減少やトイレでの自立排尿につながる。

（2）他区の支給状況

港区、品川区、板橋区が「排泄予測支援機器」として給付しており、基準額はいずれの区も99,000円。

（3）他の制度での給付状況

介護保険では特定福祉用具の排泄予測支援機器で購入可。

3 足立区の現状

（1）排泄予測支援用具

ア 現在足立区では、排泄予測支援用具を日常生活用具の給付対象品目としていない。

イ これまで、区民や関係団体から排泄予測支援用具を日常生活用具に追加してほしいとの要望は受けたことがない。

（2）排泄予測支援用具の調査・研究

排泄予測支援用具については、障がいにより尿意を感じづらい方や言葉で尿意を伝えられない方への有効性があると考えられるが、年内を目途に下記内容の調査研究をしていく。

ア 製品の確認

イ 対象者ごとの適切な使用方法や利用者や家族が継続的かつ適切に利用できるようにするための製品メーカーの具体的なサポート内容

ウ 給付対象者の範囲

エ 排泄管理支援用具としての支給可否